

様式 3

令和 6 年 12 月 3 日

奈良県知事

殿

主たる事務所の所在地 〒634-0804
奈良県橿原市内膳町一丁目 1 番 4 4 号
エムアイビル 4 階
医療法人 ここから
理事長 松本 良平
(連絡先 TEL 0744-47-2100)

決 算 届

令和 5 年度（令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで）の決算を終了しましたので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

〔添付書類〕

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 ここから

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県橿原市内膳町一丁目1番44号エムアイビル4階ノ

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成31年 4月19日ノ

(4) 設立登記年月日 平成31年 4月25日ノ

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	松本 良平 ノ	医療法人ここから 虎ノ門こころのクリニック 管理者
理 事	松本 智子 ノ	
同	奥村 直毅 ノ	
同	松本 雅 ノ	
同	清野うらら ノ	奈良こころとからだのクリニック 管理者
同	安成 和晃 ノ	奈良ここからクリニック 管理者
同		
監 事	板谷 一郎 ノ	
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	施設の医療機関 コード	許可病床数
病院				一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床] 精神病床 0 床 感染症病床 0 床 結核病床 0 床
診療所	奈良こころとか らだのクリニック /	奈良県橿原市内膳町一丁 目1番44号 エムアイ ビル4階 /	2911201933 /	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]
診療所	奈良ここからク リニック /	奈良県橿原市北八木町一 丁目1番8号 橿原中央 ビル1階 /	2911201982 /	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]
診療所	医療法人ここか ら虎ノ門こころ のクリニック /	東京都港区虎ノ門一丁目 12番11号 虎ノ門フ ァーストビル8階 /	1315824297 /	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]
介護老人 保健施設				入所定員 0 名 通所定員 0 名
介護医療院				入所定員 0 名 通所定員 0 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 10 月 27 日 令和4年度決算の決定、損失金処理の件 ✓
令和 6 年 8 月 28 日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定 ✓

(5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(6) その他

なし

様式 2

法人名 医療法人 ここから
所在地 奈良県橿原市内膳町1丁目1-44
エムアイビル4階

※医療法人整理番号 5 4 2

財 産 目 録
(令和 6年 8月31日現在)

1. 資 産 額 99,738 千円
2. 負 債 額 109,236 千円
3. 純 資 産 額 △ 9,497 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	59,862 ✓
B 固 定 資 産	39,876 ✓
C 資 産 合 計 (A + B)	99,738 ✓
D 負 債 合 計	109,236 ✓
E 純 資 産 (C - D)	△ 9,497 ✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 ここから
所在地 奈良県橿原市内膳町1丁目1-44
エムアイビル4階

※医療法人整理番号 5 4 2

貸 借 対 照 表
(令和 6年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	59,862	I 流 動 負 債	49,199
II 固 定 資 産	39,876	II 固 定 負 債	60,037
1 有 形 固 定 資 産	33,997	負 債 合 計	109,236
2 無 形 固 定 資 産	1,260	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	4,618	科 目	金 額
		I 基 金	8,000
		II 積 立 金	△ 17,497
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	△ 9,497
資 産 合 計	99,738	負債・純資産合計	99,738

様式4-2

法人名 医療法人 ここから
所在地 奈良県橿原市内膳町1丁目1-44
エムアイビル4階

※医療法人整理番号 5 4 2

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	228,051
2 事業費用	220,830
本来業務事業利益	7,220
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	7,220
II 事業外収益	2,156
III 事業外費用	1,365
経常利益	8,011
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	8,011
法人税等	141
当期純利益	7,870

様式 5

法人名 医療法人 ここから

所在地 奈良県橿原市内膳町1丁目1-44

エムアイビル4階

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内容	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 ここから
理事長 松本 良平 殿

私は、医療法人 ここからの令和 5 会計年度（令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 3 1 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 1 0 月 2 8 日
医療法人 ここから
監事 板谷 一郎